

租庸調法から兩税法への轉換期における 制度的客戶の租稅負擔

中 川 學

一

唐代中期における租庸調法から兩税法への轉換は、いわゆる唐宋の變革の諸問題をいわば集約的に表現しているといつてもよい史的性格をもつものであるが、これを稅制面にとりあえず限定して考察するばかりにおいても、諸先學の研究業績を以てしてもなお不分明な問題が、重要な研究課題として私たちにのこされているといわなければならぬ⁽¹⁾。そのような課題のなかで、最も整理が不充分のまま定説を得るにいたっていないものの一つとして、客戶の問題、なかんずくその租稅負擔の問題をとりあげる必要がある。なによりもまず史料の制約があるために、客戶の實體的な存在形態をつぶさに描き出すことは困難であるのみならず、いそいで實體把握をこころみるとその一面を強調しすぎることになる可能性がある。そこで、制約の多いなかでも比較的文字通り解釋して正しい理解に到達できる詔勅類をもとにして、國家の制度としての客戶を唐朝はどのようなものとして、どのように實現しようとしているのか、とい

うことを詔勅の意圖に即して理解し、それによつて制度理念としての客戶像を再構成しておく必要があり、從來の私の研究作業はほとんど同義反復的にそのようないわば制度的客戶像の再構成に向けられてきたのであつた。しかし、制度的存在としては究極的な存在意義がそこにかけられているはずの、租稅負擔の實態がなかなか理解できず、問題のたてかたに鑑みて一番重要な點を未解決のまま保留してこざるをえなかつたのである。その後、關心の度にひきかえて史料の探索には成果をみないが、その過程で從來とほとんど同一の史料を、やや新しい角度から讀みなおして、一應の假説を得ることができるといふと思ふ。同一の素材をいつまで経つても幾度も引き出して考察の對象にするのは甚だはばかられるのではあるが、本稿においては、ごく少數の新史料以外はなるべく註に記しつつ敢えて、制度的客戶の租稅負擔の問題について專論したのである。

從來、制度的客戶の租稅負擔の問題をめぐつて、つぎのように論議がわかれてきている。第一の説は、租庸調法時代たと兩稅法時代たとを問はず客戶とは不擔稅無產戶である、と斷定するみかたであり、第二の説は、とくに租庸調法時代の客戶について、宇文融の括戶政策によつて「輕稅」が課せられた、とみる見解である。そのばあいに、「輕稅」の内容をめぐつて諸説が分立し、未だ定説を得るにはいたつておらず、實は、この第二の説の具體的解決をみなければ第一の説の當否を判定することが困難になるのであり、その意味においても、客戶のいわゆる「輕稅」について具體的に理解することが重要な問題としてこのされているのである。論點のわかれめは、つぎの二史料の記載の異同をどのように解するかにある、といつてよいであらう。すなわち、舊唐書卷四八・食貨志上に、（以下、舊志と略す）

歸首を許し、五年の征賦を免じ、毎丁、一千五百錢を量税す。

とあるのにならして、舊唐書卷一〇五・宇文融傳および通典卷七・歷代盛衰戶口に、(以下、舊傳、通典戶口と略す)

其の新附の客戶は、則ち其の六年の賦調を免じ、但だ「輕税」のみ官に入れよ。

とあり、免稅内容が、舊志では「五年の征賦」、舊傳および通典戶口では「六年の賦調」となっており、その代償として、舊志では一丁ごとに一千五百錢を、舊傳および通典戶口では「輕税」を徵收する、と記されており、これらの相互に類似しつつ、しかも完全には一致しない諸記載事項を、どのように解釋するか、ということが論争のまとなっている。その解釋のしかたを列擧すれば、

(1) 「輕税」とは「毎丁量税一千五百錢」のことである。⁽³⁾

(2) 「輕税」とは文字通り輕い税のことであり、「毎丁量税一千五百錢」は當時の物價水準からみて高すぎ、舊志の記事は捏造されたものである。⁽⁴⁾

(3) 「輕税」とは、自首して五年または六年間の租庸調を免除されるかわりに、即金で納入する税金のことであり、もしその額が一千五百錢であったとすれば、一年分の租庸調の負擔額にしか相當せず、農民に有利であった。⁽⁵⁾

(4) 流寓する農民の負擔額は、この段階においては九等戸に準じて考えるべきであり、九等戸の年間負擔額は二千錢以上に算定されるから、千五百錢の税はたしかに輕税であつて、それは客戶が五ないし六年間の免稅期間中に、正税・臨時税・力役等のかわりに年々納入すべき年間賦課額であつた。⁽⁶⁾

というごとくである。(1)は岡崎文夫・松永雅生兩氏、(2)は鈴木俊氏、(3)はE・G・ブーリイブランク氏、(4)

はD・C・トゥイチェット氏の見解であるが、これらは大別して、第一には、「輕税」は「毎丁量税一千五百錢」のことであると考へて、その税負擔が「輕い」か否かを問題にする説、そして第二には、「輕税」はみとめるが「毎丁量税一千五百錢」は捏造記事であると考えた説、の二つになるであらう。第二説をとる鈴木氏のほか全ての論者は第一説に立っているが、しかも鈴木氏をふくめて、「輕税」を「輕い税」と讀むことには異説がなかった、といえよう。「輕い税」と讀めば、おのずから何にたいして輕いのか、という比較の問題が生じるのであり、そのような問題を解こうとすれば、ブーリイブランクおよびトゥイチェット兩氏のごとく、編戶農民の租庸調等の負擔を錢額に換算して、それとの比較において「毎丁量税一千五百錢」という客戶の負擔が重いか輕いかを判斷する、という方法をとる必要がおこってくるが、そのばあいには、この客戶負擔錢額が、五年ないし六年間の合計額なのか(ブーリイブランク氏説)、それとも毎年の年間賦課額なのか(トゥイチェット氏説)について再考の餘地がある。トゥイチェット氏のばあいには、九等戶の年間負擔額を約二千錢と算定し、客戶は九等戶に準じるものとみなすことにより、毎丁一千五百錢という數字は、九等戶より「輕い」から、いわゆる「輕税」は年間一千五百錢である、と推定されており、從來の諸説の中で最も説得力をもつのであるが、しかもなお、「輕税」と「毎丁量税一千五百錢」とを同一のものとして證明することを暗黙の前提としておられる點については、最終的につぎのような疑問がのこる。

(1) 兩税法に關する戦前以來の研究史の展望を私は「唐代後半期の諸問題」(社會經濟史學三二ノ一〜五、特集、最近十年間における社會經濟史學の發達)にしるしたので、ここでは一切省略に従いたい。

(2) 日野開三郎氏の見解である。同氏の諸論文、なかんずく、「楊炎の兩税法實施と土戶・客戶」(『瀧川博士遺曆記念論文集・

- 東洋史編』一九五七)、「唐代兩稅法下に於ける對象資産と賦税の系列」(東洋學報四一ノ四、一九五九)、「楊炎の兩稅法の見
居原則と錢數・錢納原則」(史淵八四、一九六一)、「兩稅法の基本的四原則」(法制史研究一一、一九六一)参照。
- (3) 岡崎文夫「宇文融の括戸政策に就いて」(支那學一ノ五、一九三九)。松永雅生「兩稅法以前に於ける唐代の差科(其一)」
『重松先生古稀記念九州大學東洋史論叢』一九五七)。
- (4) 鈴木俊「宇文融の括戸について」(『和田博士選歴記念東洋史論叢』一九五一)。
- (5) Puleyblank, E. G., "The Background of the Rebellion of An Lu-shan", Oxford U. P., 1955, Chap. III, pp. 30-
31, & n. 34, p. 125.
- (6) Twitchett, D. C., "Financial Administration under the T'ang Dynasty", Cambridge U. P., 1963, Chap. I, p. 14
& n. 131, p. 222.

二

「輕税」がもし「毎丁一千五百錢」と定められていたならば、地域差的事情によって税額を増減する必要はみとめ
られず、たてまえとしては全國一律に適用されたはずである。ところが、唐大詔令集卷一一・政事・田農「置勸農
使安撫戸口詔」および全唐文卷二九・元宗「置勸農使詔」に、

其の是れより先きの逋逃は、並びに自首するを容す。如し能く導畝に服勤し、力を肆して所在の閑田を耕耘し、
其の開闢に勸めれば、土宜を逐うに任せて税を收めよ。州縣をして征役を差科せしむる勿れ。租庸は、一に皆な
蠲放す。(中略)宜しく兵部員外郎兼侍御史宇文融をして兼ねて勸農事使に充て、郡邑(全唐文、邑を人に作る。)を

巡按し、戸口を安撫せしむべし。所在に官僚及び百姓と與に處分を商量し（處分、全唐文により補う）、乃ち賦役・差科の人に於て便に非る者に至りては、並びに事を量りて處分せよ。

とあり、資治通鑑卷二二二・唐紀二八は、玄宗開元十二年六月壬辰の條に

制す、逃戸の自首するを聽す。所在の開田を闢き、宜に隨つて税を收めよ。征役を差科するを得る毋く、租庸は一に皆な蠲免す。仍お兵部員外郎兼侍御史宇文融を以て勸農使と爲し、州縣を巡行し、吏・民と與に議して賦役を定めしむ。

と傳えている。これによれば、逃亡民はその寄寓現住地において閑田を得て開墾し、その土地の肥沃度ないし收穫高の「土宜」に對應して地域の慣例にしたがつて税を納めるのであり、その税額については、租庸調法の定める租庸調・賦役を一旦全免し、それとは別個に、勸農使がその州縣の官吏およびその地域の百姓・民と協議して適宜決定する、という徵稅方法が客戸に對してとられることになったのである。いいかえれば、客戸の税額を土宜に對應して動的に決定するのであって、そのような徵稅方法を、政府の立場からみて「輕稅」と表現したものであろう。したがって、このばあいには、「輕く稅す」と讀むことが適當なのであって、租庸調・賦役を丁別人頭稅として一律に課してきた従来の租庸調法の觀點からみれば、一旦そのような徵稅法を否定してそれよりも「輕く稅す」あるいは「税を輕くす」ることになる、と考えられたであろう。そしてその結果においては、従来の編戸の民であり土戸に比較して「輕い稅」となったばあいもすくなくなかったのであろうが、原義としては、土戸に比較して客戸が「輕い稅」を課せられたということより、稅制上、従来の徵稅方法よりも強制の程度を「輕く」したことに力點がおかれている、と

みるべきであろう。したがって、その強制徴收の程度を軽減して、勸農使を媒介とする州縣の官吏および地域の住民の合議によって、客戶の適正税額を決定するのであるから、その税額を全國一律に「每丁量税一千五百錢」とみなすことは正しくない、すくなくともそれが全てであったのではない、といわなくてはならないのである。この開元十二年六月壬辰詔によって提示された唐朝政府の對客戶政策は、これよりの兩税法時代にいたるまで一貫して繼承されるのであって、自首した逃戶が「所在の閑田」の耕作に従事することを當然のごとくに奨勵しているのも、すでに現住地附籍の權衡原則が確立しているからであり、また、ここにいわゆる閑田なるものの實體をたずねれば、その重要な部分を逃棄田が占めていると考えられるのであって、唐代後半期においては、そのような逃棄田を、客戶が、州縣の官吏と郷村の老人および隣親の戸などの共同の保證と規制を受けて、承佃し、自己の永業的保有地としていく事實を考えあわせるならば、⁽⁴⁾勸農使と州縣の官吏および地域在住の編戶の民の協議によって客戶の「輕税」を適宜決定する方式をうちだした、この開元十二年六月壬辰詔は重要な歴史的意義をもつ、といえるのである。

すなわち、たとえば土宜に對應する客戶への課税方式を、その土地の收穫高に對應する課税として特徴づけて理解するならば、資産對應課税を客戶にも土戶とひとしく適用する兩税法の一つの先驅の形態、とみることも可能であり、また、それが租庸免除を前提としている點にも留意するならば、租庸調法の大原則が動搖しているあらわれであることは疑いなくであろう。租庸免除が、もし一定期間に限ってみとめられる措置であるばあいには、それは租庸調法の補強を目的とするものであり、そのかぎりにおいて租庸調法の破綻をもたらすにはいたらぬであろうが、注目すべきことには、この開元十二年六月壬辰詔には客戶について、「租庸は一に皆な蠲放す」「租庸は一に皆な蠲免す」とだ

け命じて、その蠲免期間を限定していいないのである。消極的に限定しない、というだけでなく、積極的に無期限の蠲免を宣言したのであれば、すくなくとも客戸に關するかぎり、租庸調法の適用が斷念されたことを意味するであらう。そして實際そのように理解してよいと考えられるのであって、詔文において「一に皆な」蠲免する、という表現が使われているが、これは強い語調であり、しかも、その代償としての「軽く税す」る方法をいわば恒常化するかのごとく積極的に指示していることを考慮すれば、客戸に關しては租庸調法の不適用を決斷したもののように思われる。そこで、いま一度、逃戸および客戸に對する租庸調・賦役の蠲免措置をかえりみておこう。すでに別稿において論じたごとく、開元九年の「科禁諸州逃亡制」に、「即還を情願する者は、本郷に待り^{いた}りたれば、今年の賦租課役を免ずるを聽^きす」とあって、還逃戸に對し歸還の年度一年分の賦租・課役を免除し、大曆元年（七六六）には、「其の逃戸の復業する者は、宜しく復二年を給し、輒ち差遣すること有るを得る無かるべし」とされ、還逃戸に對する蠲免期間は二年間になった。その他、天寶八載（七四九）と天寶十四載（七五五）に、隣保に代出させていた逃亡期間中の租庸を、還逃戸は返済しなくてもよい、という規定があるが、このばあい歸還後の租庸はおそくとも一、二年ないし五年後には再び徴收されるようになったであらう。以上の諸例はすべて還逃戸に關する蠲免規定であり、還逃戸が租庸調法維持を目的とする恩徳原則の適用をうけたものであるかぎり、その蠲免期間に明確な限度を付せられたことは當然であった、といえよう。ところが、新たに寄寓現住地の州縣に附籍された客戸のばあい、このように期限を明記した蠲免規定としては、はじめに掲げた、舊傳および通典戸口の、「其の客戸は、則ち其の六年の賦調を免す」という規定が一つあるだけなのである。

ところで、この「其新附客戸、則免其六年賦調」の發令年次が問題になる。資治通鑑卷二二二・唐紀二八は、これを開元九年の條に繫年している。この開元九年の條には、

(二月)丁亥、制す、州縣の逃亡せる戸口は、百日に自首し、或は所在に於て籍に附け、或は牒して故郷に歸すこと、各おの欲する所に從うを聽す。(後略)

とあり、逃戸の寄寓地附籍をみとめていたのであるが、その具體的な手つづきについては、全唐文卷二二・元宗三・「科禁諸州逃亡制」に、

住むことを情願する者は、即ち簿籍に附入し、差科・賦斂は、附入の令式に於てし、仍お本貫と計會して、徴するを停めよ。

と定められている。「附入の令式」の「令」は、新規附籍者についての唐令を意味し、唐六典卷三・戸部の郎中・員外郎の職掌として定められた、

凡そ丁の新たに籍帳に附する者は、春附すれば則ち課役並びに徴す。夏附すれば則ち課を免じ役に從う。秋附すれば則ち課役俱に免す。

という規定のことである、と考えられる。これによれば、一年間の課役を全免されるばあいには、立秋以後に新附された丁にかぎられることになり、しかも、開元九年二月丁亥の「科禁諸州逃亡制」は、この附入の令にもとづいて新附の「住むことを情願する者」を處遇しようとするのである。これでは前述の還逃戸のばあいと大差なく、あの「其新附客戸、則免其六年賦調」と同一であるとは考えられない。この新附の客戸について六年の賦調を免する、という

通達を假にも「附入の令式」の「式」にあたることを考慮することは到底できぬほど、兩者の差異は大きすぎるのである。すなわち、「科禁諸州逃亡制」と新附客戶の六年間蠲免規定とを同じ開元九年に繫年しているのは、通鑑の敘述の必要からなされたことであつて、後者は開元九年以後の事實にちがいない。

開元九年以後であつて、しかも開元十二年六月壬辰詔以外に、宇文融の括戸政策實施中に發令された、客戶の新附に關する詔勅を探索してみると、同じく資治通鑑唐紀の開元十一年の條に、

秋八月癸卯、敕ず、前に逃人を檢括せしめたるも、煩擾を成さんことを慮る。天下は大同せり。宜しく各おの樂しむ所に從うべし。所在の州縣をして安集せしめ、其の生業を遂げしめよ。

とあるのが唯一であり意味は、「さきに逃人を檢括させたのであるが、それが原因で擾亂がおこるようなことがあつてはならない。⁽¹⁰⁾いまや天下は統一され、安定している。各人はその故郷なり或は寄寓地なり、住みたいと欲する所において、その州縣の戸籍に登録して定住し生計を立てよ」ということであらう。いわば、従来の逃戸檢括の手なおしとして、寄寓地における附籍を一層容易にしようとしたところなのであらう。その翌年に、前述のごとき畫期的な意味をもつ開元十二年六月壬辰詔が發せられ、權衡原則による新附の客戶の制度的地位が確立してくることを考えあわせらるならば、この開元十一年八月癸卯勅はそのさきふれとしての性格をもつものである、といえるであらう。それはまた、開元九年二月丁亥の「科禁諸州逃亡制」の手なおしとして、權衡原則を擴大したものであつた、ともいえよう。このように重要な過渡的性格をもつ開元十一年八月癸卯勅が、資治通鑑以外の諸書に完全なすがたをとどめていないのは、そのような勅が發令されなかつたからではなくて、他と混同されたためではあるまいか。わずかに通鑑に輯録

されて傳えられたこの勅文は、その重要性にもかかわらず、あまりにも簡略化されていて、具體的にどのようにして客戶の安集をおこなったのか、その施行細則はこの勅文だけを以てしては知り得ない。しかし、開元九年のばあいにも、また開元十二年のばあいにも、蠲免規定をふくむ施行細則が明記されているのであるから、この開元十一年八月癸卯勅にも、もとは同種類の施行細則が記されていた、と思われる。

開元九年にも、また、開元十二年にも、該當するとは考えられない規定、すなわち舊傳および通典戸口に年代を明記せずにつたえられている「其新附客戶、免其六年賦調」の一文は、右のような開元十一年八月癸卯勅の一部分をなす施行細則であつた、と考えることも可能なのである。このように考えれば、開元十一年から十二年にかけて、つぎのような發展がみられることにならう。すなわち、新附の客戶にたいして、開元十一年には、權衡原則の再確認とその徹底を命じた「八月癸卯勅」の一環として、六年間の賦調免除をみとめ、その代償には租庸調法とは別個の次元において「軽く税する」臨時措置を講じたと理解できるのであり、翌十二年に入って、六月壬辰詔により、賦調免除の期限を撤廢して無期限的に「租庸は一に皆な蠲免」し、そのかわりに、前年に臨時的に採用された「輕税」方式を恒常的に擴充し、勸農使・州縣官吏・百姓の三者によつて「土宜」に適した税額を定める、⁽¹⁾という方法に高め、新附の客戶に關しては租庸調法を適用しない新税制へきりかえたのである。舊志所載の「許歸首、免五年征賦、每丁量税一千五百錢」の一文は、つぎのような事情により、未だここでの考察過程にくみ入れることはできない。

あまりにも周知のことでここに繰返すまでもないかとは思ふが、問題をはつきりさせるために再説すれば、この舊唐書食貨志の一文、とくにその「每丁量税一千五百錢」という記事は、はじめに述べたごとく、鈴木俊氏によつて捏

造記事であると断定されているのであり、それが捏造でないことを反證する有力説も未だあらわれていないのが現状である。ところで鈴木氏は、蘇冕の會要の記事が唐會要および舊唐書食貨志に踏襲された、という史料の系譜を前提として、舊唐書食貨志には曲筆記事が多いことを證明し、それを前提として右の「每丁量税一千五百錢」も捏造である、と断定された。そのような曲筆記事の例として氏が重視されたのは、宇文融が括戸政策を實行した結果、「歳終に客戶錢百萬を得た」(唐會要)、「歳終に徴して客戶錢數百萬を得た」(舊唐書宇文融傳)、「歳終に錢數百萬緡を羨した」(新唐書宇文融傳)ということが、蘇冕の會要の系統をひく諸書に記されている事實であった。これらの諸書は宇文融が玄宗に奢侈の費を供したことを筆誅する意圖をもっており、逆に、宇文融を賞揚する立場をとる通典には、みかたによつては宇文融の功績の例證となるにちがいない右のような記事が伝えられていないのであり、この二點を論據として氏は「客戶錢(數)百萬」を筆誅のために曲筆した捏造記事であると結論されたのである。このように、客戶錢の徴收額と、舊志所載の「每丁量税一千五百錢」については、史料批判的に信用できない事情がよこたわっている。鈴木氏の史料批判の視角については全面的に同意することはできないのであるが、問題(13)を解決してゆくための出發點として、明確に理解できない資料をひとまず保留し確實な事實と認められるものを選ぶことは許されるであろう。このような意圖を以て私は、上來、まず第一に、諸説のひとつとして肯定する新附の客戶の「輕税」をとりあげ、それを疑義の存する「每丁量税一千五百錢」と比較して「輕い税」と解釋する方法によつてではなく、唐朝政府の發令した詔勅のうちで客戶の新附に關する規定を、その年代にともなう内容的發展にかけて検討する方法により、「輕く税することと考え、そのような「輕税」方式が、租庸調法とは別個の税制として、客戶の制度化にともない、開元十一年か

ら十二年にかけて樹立された、と理解するにいたつたのである。そして、その翌年の十三年に、「得る所の税錢を以て均しく所在の常平倉の本に充てる」(通鑑)ことになるのであるから、客户から「税錢」が徴收されたのは事實であつたにちがいない。そしてこの「税錢」が「輕税」方式によつて徴收されたであらうことも、以上の考察から歸結されるのであるが、その「税錢」を、疑義の存する「每丁量税一千五百錢」あるいは「歲終徵得客户錢(數)百萬(緡)」という記事によつて説明することはかならずしも必要ではなく、むしろ、客户の「輕税」の一形態が「錢」によつて徴收され得たであらうことを知るよすがとして留意するにとどめておきたい。問題は、そのような錢納形態をふくむ「輕税」が、租庸調法とは別個の系統の税體系として開元十二年以後において存續し得たか否か、にかかつてくるであらう。

(1) 冊府元龜卷七〇・帝王部務農にも同じ詔文が輯録されており、全唐文および唐大詔令集が「任逐土宜」とする箇所を冊府元龜は「逐土任宜」とする。前者によつて「土宜を逐うに任せ」、また後者によつて「土を逐い宜に任せ」と、いずれに讀むばあいもその意味は、土地の肥沃度に應じ、したがつてその收穫高に對應して、ということであらう。なおこの詔を、唐大詔令集は開元十二年五月詔と注記しているが、冊府元龜は同十二年六月壬辰詔とし、つぎの通鑑と同様である。

(2) 拙稿「楊炎の財政改革の基調について」(一橋論叢五三ノ五、一九六五)は、「輕く税する」と讀む立場をとるが、その視角は、土戸に比較して客户の税額が輕い、という従来一般におこなわれてきた解釋の枠を脱皮しえていない。

(3) 拙稿「唐代における括戸實行方式の變化について——兩稅法的權衡原則による客户の制度化——」(中國古代史研究會編『中國古代史研究第二』、一九六五)參照。

(4) 拙稿「唐代の客户による逃棄田の保有」(一橋論叢五三ノ一、一九六五)參照。その七八頁註二四に、この開元十二年六
租庸調法から兩稅法への轉換期における制度的客户の租稅負擔

月壬辰詔を引いてあるが、そこでは「所在の閑田」の例證として挙げたとどまる。

(5) 註8に前掲の拙稿、とくに、二・B・恩徳原則、五―七頁参照。

(6) 全唐文卷二二・元宗三。

(7) 冊府元龜四九五・邦計部田制および唐會要卷八五・逃戸所載の代宗大曆元年制。

(8) 唐會要卷八五・逃戸。前掲拙稿六―七頁参照。

(9) 前述のごとく開元九年における還逃戸蠲免期間は一年、また大曆元年には二年、と定められているから、一年ないし二年がひとつの區切りとなるが、後述のごとく舊志によれば開元年間の還逃戸は五年間征賦を免除されたことも考えられる。したがって、いかにおそくとも五年間以上の蠲免はありえなかつたであろうし、逆に、天寶八、十四兩載のばあい隣保代納分の返済免除という特典が與えられるのであるから、それ以外の特典はなく歸還と同時に再び租庸調を課せられたことも考え得る。

(10) 實際、そのような危険が常にといいほど在ったことは、拙稿「唐代の逃戸・浮客・客戸に關する覺書」(一橋論叢五〇ノ三、一九六三)においても言及した。

(11) そのかぎりにおいては、日野氏が、租庸調法のもとにおける客戸を不擔稅戸とみなされたことは結果的に正しいのである。しかし、日野氏が客戸を不擔稅の無產戸とされたことには問題があるのであって、「所在の閑田」をはじめ逃棄田等を客戸にあたえることによって一種の「有產戸」とし、租庸調法とは別個の稅體系である「輕稅」を適用したのであるから、開元十二年段階における制度上の客戸は、租庸調の不擔稅戸であるが、「輕稅」擔稅戸であつて、かならずしも「無產戸」ではない、といわなくてはならないと考える。一の註2に掲げた日野氏の諸論文参照。

(12) 鈴木俊「舊唐書食貨志の史料系統について」(史淵四五、一九五〇)。

(13) 拙稿「唐・宋の客戸に關する諸研究」(東洋學報四六ノ二、一九六三)九九頁参照。

いま一度、開元十二年六月壬辰詔をみると、新附の客戶にたいしては、「州縣をして征役を差科せしむる勿れ」（唐大詔令集および全唐文）、「征役を差科するを得る毋し」（通鑑）とあって、租庸を一切蠲免するのみならず、征役すなわち力役を「差科」することも免除している。ここにいわゆる差科の原義は、唐代前半期においては、力役にせよ戸税にせよ、負擔能力の差に應じて課することを意味するのであって、右のばあいには力役の能力差に應じた徵發を意味しているのである。ところがその後、兩税法制定直前の代宗期までの約五十年間における制度的客戶の稅負擔は、ほとんどすべてのばあい「差科」と表現され、しかもそれは力役ではなしに錢納の形態をとっているものであり、開元十二年に、客戶の力役を差科することが撤廢された後、力役にかわる錢納稅を差科するようになった、と思われる。

そのことを證明する史料の第一例は、唐大詔令集卷一〇四・政事・按察下「處分朝集使敕五道」の第四勅、開元二十一年（七三三）四月一日付であり、そこには、

頃、天下の浮逃するを以て、先に處分する有り、所在に招附して、便ち差科を入れしむ。

とある。全唐文卷二八三・張九齡の一に「敕處分朝集使」として輯録されている同勅は、「所在招附」を「所在括附」としており、いずれにせよこの勅が以前にあった處分としての、所在において附籍する括戶政策を問題にしていることはたしかであり、敕の全文はそれを批判する文意をもっている。この勅が張九齡によって起草され、しかもかれが宇文融に反對する立場にあったことから考えれば、宇文融の括戶を指彈しているものといえよう。開元二十一年の時

點から見て約十年前の括戸政策の結果、招附された客戶は差科を「入れる」ようになった、というのであるから、このばあいの差科は力役ではなく、あの「軽く税して官に入れる」というばあいと同じく、税錢もしくは税物の形態をとっていたと思われる。そのような客戶の差科納税が、開元二十一年においてもおこなわれているのであって、張九齡の「救處分朝集使」は、「聞くが如くんば、長吏甚しく心を存せず、流庸をして更に滋からしむるを致し、前弊未だ革まらず」と、現状を憂えている。しかもこのときに客戶の差科納税を廢止した形跡はみとめられないのである。

第二例は、代宗の寶應元年（七六二）九月の有名な勅である。⁽³⁾すなわち、寄寓地に定住してから一年以上を経過し私有の田地を得て自營できるようになった客戶にたいしては、戶籍に登録のうえ、土着戶たる居人のばあいの半額に相當する差科を納入せしめ、それによって逃散による収入減少を填補しようと意圖されており、「差科は居人の例に比べて一半を量減し、庶^がわくは逃散を填めん」という一文にいわゆる「差科」を錢納ないし物納とみなし力役と考えない理由は、その文意ならびに、それ以前および以後の狀況についての判断による。以前の狀況についてさきの開元十二年勅および同二十一年勅とこの寶應元年勅とを比較してみると、まえの段階においては、客戶の非力役的な差科をどの程度に軽く税するかは地域別的な土宜と地もとの協議にゆだねられていたのであるが、この寶應元年勅においては、居人の負擔額の半分の差科を客戶に課する、というようにその負擔程度ないし擔稅比率が明示されるにいたつた。しかもそれが一律課税ではなく能力差、戸等差に應じた差科であることには變りないのである。

第三例は、右の二年後、廣德二年（七六四）二月十一日の南郊赦⁽⁴⁾であり、それには、「天下の戶口は、宜しく刺史・縣令に委ね、見在の實戸に據り、貧富を量つて等第を作り差科すべし。舊籍帳に依り其の虛額に據つて鄰保に攤及す

るを得ず」とあるから、舊來の籍帳の現實とは異なる虚額によるのではなくて、新たに實際の貧富の程度を量りしらべ、その差に應じて戸等を差別し、戸等差に對應して差料することを命じたのである。このばあい「天下の戸口」が對象とされているが、そのなかに制度的客戶がふくまれていることは、同赦文の後半部に「能く逃亡を招輯して編附復業せしめ、戸口の増多する者」と記されているのよつて明らかである。勿論、前々年度において「一切編附して百姓と爲」された、居住一年以上の有産客戶もふくまれていると考えなくてはならない。このように、代宗期になると、自から有産化した客戶あるいは政策的に有産化せしめられた客戶にかぎらず、そのような客戶をふくむ「天下の戸口」が、その資産田地にもとづく戸等に對應して差額のある「差料」の擔稅者となつてきたのである。この廣徳二年南郊赦の翌年、永泰元年（七六五）に、元結が上奏したところによれば、江南西道の道州にたいする配貢上都錢物の永泰元年度割當額十三萬餘文のうち、四萬餘文は、差料負擔に堪えられる戸によつて徵收できるが、のこり九萬餘文は放免してほしい、といつており、逆にいえば、「差料」のひとつの結晶が「配貢上都錢物」となつたことを知り得るのである。したがつて、制度的客戶の差料負擔も、錢納と物納との兩形態をとつたであろうと考えられる。兩者のうち、錢納税に關しては、大曆四年（七六九）正月十八日のいわゆる戸稅改革の詔勅によつて、制度的客戶も資産の多寡により、八等戸または九等戸に準じて、毎年七百文または五百文の稅錢を課せられることになり、戸等の點では下中戸または下下戸という下級にとどまるが、同じ戸等のなかでは土戸も客戶も差別なく納稅義務を負うにいたり、しかもそれを稅錢として錢納したのであつて、ひきつづき兩稅法の錢納原則へと發展してゆくのである。

このように、制度的客戶にたいする課稅は、租庸調とは別個の稅制としての「輕稅」方式によつて開元十一年に開

始されて以来、同十二年にさだめられた制度が玄宗期、すくなくとも開元年間を通じて繼承され、天寶年間および肅

表一 制度的客戶の納稅義務の變遷

年次（括弧内西曆）	詔勅の名稱	特 徴	制度的客戶の納稅義務		
			租 庸 調	力 役	力役以外の差科
玄宗開元九年 二月丁亥 (721)	科禁諸州逃亡制 (宇文融)	逋逃戸を主對象とし、 副次的に客戶の新附を 公認する。	春附のばあい徴 收附のばあい 秋附のばあい 免除	春附のばあい 夏附のばあい 秋附のばあい 免除	
開元十一年 八月發卯 (723)	(宇文融)	客戶の新附を獎勵。	新附の後、 六年間免除	(同上)	軽く税して官に入れ る。
開元十二年 六月壬辰 (724)	置勸農使安撫戸 口詔 (宇文融)	新附の客戶には、その 寄留地にある閑田を開 墾させる。開墾地の給 授および税額の決定 ならびに百姓の三者の 協議に委ねる。	一切免除 (租庸調免除期 限の撤廢、客戶 にたいする租 庸調法適用の 中止)	免 除	土宜に應じて納稅。 (「輕稅」方式の恒常 化)
開元十三年 (725)	(宇文融)	客戶の稅錢を所在の常 平倉運轉資金に充當す る。			稅錢を徴收。
開元二十一年 四月一日 (733)	處分朝集使勅五 (張九齡)				差科納入が實行されて おり、弊害を生じてい る。

代宗寶應元年 九月 (762)	南郊赦	寄寓一年にして土地を 取得し自營している客 戸を對象とする。			差科額を、居人の半額 に定める。(土戸にたいする客戸 の増稅比率の明示)
廣徳二年 二月十一日 (764)		客戸新附の獎勵。客戸 は土戸と同じく編戸と して扱われており、寶 應元年のごとく増稅比 率を半額にする優遇措 置は、明記されていな い。土戸、客戸とも 置は、明記されていな い。土戸、客戸とも となつたのである。			編戸は一律に貧富の差 により等第を定め、戸 等差に應じて差科徵 收。
大曆四年 正月十八日 (796)		同一戸等のなかでは土 戸、客戸の増稅比率の 差別が撤廢され、た し、客戸の戸等は、そ の資産額の實態から當 然の歸結として下等 に局限されている。			客戸は、土戸とおなじ く、八等戸 七百分 の九等戸 五百文 の稅錢を負擔する。
徳宗建中元年 (789)	兩稅法の制定	土戸、客戸の區別は一 切撤廢、同一戸等は同 一稅額を錢納する。			原則上、客戸は、八・ 九兩等戸に局限され ず、全戸等のうちの該 當の等級に屬して、土 戸と同一額の稅錢を負 擔する。

備考、典據ならびに考察の過程は、すべて本文および註に示した。ここには結論のみをまとめてみた。
開元二十一年以後、寶應元年にいたる約三十年間の空白については次節において考察する。

租庸調法から兩稅法への轉換期における制度的客戸の租稅負擔

宗期には直接的史料を缺くために断定はできないが、代宗期に入ると、差科形態による客戸課税が存続していて、しかも漸次、土戸と同率化する方向に引きあげられて兩税法制定にいたるのである。このことはすでに簡単に指摘したことがあるが、いまあらためて、以上の經緯を年代順に摘記し整理すれば、表一のごとくになる。

(1) 松永雅生「兩税法以前における唐代の差科(其一)」(『重松先生古稀記念九州大學東洋史論叢』一九五七)および西村元佑「唐代敦煌差科簿の研究——大谷探險隊將來、敦煌・吐魯番古文書を參考資料として——」(西域文化研究會編『西域文化研究第三、敦煌吐魯番社會經濟資料、下』、一九六〇)による。

(2) 新舊兩唐書の字文融および張九齡の列傳等に明らかであり、周知のごとく、プーリイブランク氏の前掲書にも詳論されている。

(3) 加藤繁「唐宋時代の莊園の組織並に其の聚落としての發達に就きて」(『狩野教授選慶記念支那學論叢』一九二八、『支那經濟史考證』上卷所收)をはじめとして多くの先學により引用されてきた、唐會要卷八五・籍帳および冊府元龜卷四八六・邦計部戶籍所載の勅である。唐會要是寶應二年九月勅とし、冊府元龜は寶應元年とするが、平岡武夫『唐代の曆』(唐代研究のしおり第一、一九五四)等によれば、寶應二年七月壬子を以て廣徳元年に改元している。したがって、冊府元龜のごとく寶應元年とすべきであろう。従来は、日野開三郎氏のみが寶應元年と考えておられた。同氏「唐代兩税法下に於ける對象資産と賦税の系列」(東洋學報四一ノ四、一九五九)五頁参照。冊府元龜所載の原文は、「代宗寶應元年九月勅、客戸若住經一年已上、自貼買得田地、有農桑者、無問於莊陸家住及自造屋舍、勅一切編附爲百姓、差科比居人例量減一半、庶填逃散」、唐會要是、寶應二年九月とする他、無問于莊陸家住、また、庶填逃散者、としている。なお、前掲拙稿「唐代における括戸實行方式の變化について」九頁(『中國古代史研究第二』二一九三頁)は、この勅に限って誤植および原稿の錯誤があり、「寶應二年九月」は

「寶應元年九月」に訂正せねばならない。同頁第一行に、「冊府元龜卷四九五・邦計部田制」とあるのは「冊府元龜卷四八六・邦計部戶籍」に訂正するが、不注意によって錯誤の文字をのこした責めを問われねばならない。

(4) 唐大詔令集卷六九・典禮・南郊三、および唐會要卷八五・定戶等第。原文は、「(前略)天下戶口、宜委刺史縣令、據見在實戶、量貧富作等第差科、不得依舊籍帳、據其虛額、難及鄰保。其天下諸州府長官及縣令、有清白著聞、善政稱最、能糾緝逃亡、編附復業、戶口增多者、具狀聞奏。(後略)」となっている。

(5) 全唐文卷三八一・元結の二、「奏免科率等狀」。「當州奏、永泰元年配貢上都錢物、總一十三萬二千六百三十三貫三十五文。四萬一千二十六貫四百八十九文、請據見在堪差科、徵送。九萬一千六百六貫五百四十六文配率、請放免。以前件如前。臣當州、前年陷賊一百餘日。百姓被焚燒殺掠、幾盡。(中略)若臣州陷破、則湖南爲不守之地。存於徵賦、稍合優矜。今、使司配率錢物、多於去年一倍已上、州縣徵納送者、多於去年二分已下。申請矜減、使司未許。伏望、陛下以臣所奏、令有司類會諸經賊陷州據合差科戶。臣當州、每年、除正租正庸外、更合配率幾錢。庶免使司隨時加減、庶免百姓每歲不安。其今年輕貸及年支米等、臣請、准狀處分。謹錄奏聞。」

(6) 唐會要卷八三・租稅上、舊唐書食貨志上、冊府元龜卷四八七・邦計部賦稅一所載。全文を通じての概説は鞠清遠『唐代財政史』(中島敏譯、三六一—四〇頁)になされている。直接、客戶に關する條項は、「其諸色浮客及權時寄住戶等、無問有官無官、亦所在爲兩等、收稅。稍殷有者、准八等戶稅、餘准九等戶稅。」となっている。舊志は「其諸色浮客及權時寄住田等」として「權時寄住田」を「權時寄住田」につくるが、「寄住田」と類似した「寄田」という語は、通典卷六・食貨六・賦稅下・大唐の杜註に、この大曆四年勅をさして「并、寄田・寄住及前資・勳蔭・寄住家、一切並稅」とあり、寄田・寄住・寄莊の三者がそれぞれ同種別個のものであることを示している。寄田の語は、ベリオ文獻二九七九號・開元二十四年九月鄜縣尉□助牒判等案殘卷の岐陽郎光隱匿防丁高元牒問第卅に、「高元、鄜縣百姓、岐陽寄田。其計素姪、其身難管」とあり、鄜縣

租庸調法から兩稅法への轉換期における制度的客戶の租稅負擔

の戸籍に登録されている高元という百姓が、涇水をへだてた對岸の岐陽縣に「寄田」しており、その計略は奸策である、というのだから、このばあいの寄田は租税を規避するための脱税行爲であると思われる。この解釋は六朝隋唐五代研究會において本文獻を共同研究した際の討論から得られた。ところで、顏師古は、漢書卷九六上・西域傳上・鄯善國の「地沙鹵、少田、寄田、穀旁國」という記事に注して「師古曰、寄於它國、種田、又植它國之穀也」というから、自國あるいは自縣以外の他地の田を所有ないし耕作する、という意味の寄田も考えられるのであって、この意味における寄田は「寄莊」と同義にもなり得る。寄莊戸・寄住戸については、加藤繁「唐宋時代の莊園の組織並に其の聚落としての發達に就きて」(前掲)において定義されたごとく、寄莊とは、本籍地以外の州縣において所有する土地・莊園ないしその行爲を意味し、寄莊戸とは、寄莊を所有してその寄莊地に居住する戸で、官吏に多くみられ、寄住戸とは、寄莊をもたずに退官後その任地にひきつづき居住する寄居官のことであると考えてよい。周藤吉之「唐宋五代の莊園制」(東洋文化二二、一九五三、『中國土地制度史研究』所收)も同様に解釋しておられ、張澤咸「唐代的客戶」(中國科學院歷史研究所編『歷史論叢』第一輯、一九六四)には、稅役負擔を逃避する地主官僚分子の例として寄莊戸・寄住戸の語があげられている。そのような寄住戸のなかで一時的なものが「權時寄住戸」といわれるのであろう。諸色の浮客が、これらの舊官僚的な權時寄住戸と同列にあつかわれていることは注意しておきたいが、ここでは制度的客戶になった浮客の稅錢負擔のみを問題にしたのである。

(7) 前掲拙稿「楊炎の財政改革の基調について」の結語參照。ただし、そこでは紙幅の制約によりきわめて簡単な指摘をこころみただけである。

四

以上の考察において、開元二十一年以後、天寶年間を経て肅宗期にいたる約三十年間の制度的客戶の納稅義務に關しては、史料に明記のないまま、その後の狀況から逆推して、この期間内においてもおそらく差科形態による「輕稅」方式が適用せられたであろう、と假定して論をすすめてきたのであるが、この方式を租庸調法とは別系統の稅制であるともみならず、問題の重要性から考えてみても、この期間内の制度的客戶について、具體的な理解の空白を埋めておく作業が必要である、といわなくてはならない。しかしながら、史料制約もいちじるしく、また、その制約を克服しうる完全な方法も構成しえない狀況にあるのであって、しかもなお、その中間に玄宗治世の極限と安史の亂をふくむこの三十年間を、安易に、前後の狀況から類推することは危険なのであるから、たとえ迂回的な方法によるにせよ、より具體的な史實に即した理解をもつておこなうてはなるまい。さらに、前後の時期に關しても、以上においてみたところはあくまでも詔勅による指令なのであって、それらがどのように、またほどの程度に、實行されたか、という事實に關しては、ほとんど確證をえているわけではないのであるから、可能なかぎりにおいて、制度的客戶の實在を確證することもまた必要とされているのである。納稅義務の變遷についての假説を成立させるための大前提として、その擔稅者である制度的客戶の實在狀況がまず明らかにされねばならない。

ところで、制度的客戶を集住せしめて新たに縣を設置した例に、山南東道隋州に屬する唐城縣のばあいがある。太平寰宇記卷一四四・山南東道三によれば、

唐、開元二十五年、客戶を以て十二鄉を編成し、唐城縣を置く。

とされており、その設置年代については、舊唐書卷三九および新唐書卷四〇の兩地理志は開元二十六年（七三八）と

しているが、唐會要卷七一・州縣改置下・山南道隋州の條は、開元二十五年六月十五日とし、さらに、元和郡縣圖志卷二一・山南道二は、開元二十四年としており、開元の二十四、五、六年の三年間（七三六―八）中に新設された、と¹いい得るにとどまる。その設置の事情については、新唐書地理志は「客戸を以て棗陽の地を析きて置く」といい、舊唐書地理志も「棗陽を分ちて置く」とするごとく、棗陽縣から分立されたのであって、もとの棗陽縣は、元和郡縣圖志卷二一によれば漢の南陽郡蔡陽の地にあたり、隋の仁壽元年（六〇二）に、「改めて棗陽縣と爲す。棗陽村に因みて名と爲す」こととなった。漢の景帝の孫にあたる春陵節侯の邑であった、といわれ、棗陽村としての自律的な村落生活の傳統をもつ地域であった、と²考えられる。唐代に入ってからには、はじめ昌州に屬したが後に昌州が廢せられてもなお存續して他縣を吸收し、貞觀九年には唐州に、翌十年には改めて隋州に屬するにいたったのであって、棗陽縣を管轄する州には異同があつたにもかかわらず、棗陽縣そのものは舊來の棗陽村を中核としてその統轄領域を擴大しながら存續してきた。このような棗陽縣の領域の擴大過程のなかに、のちに唐城縣として分割される地域もつつみ込まれてきたのであろう。唐城縣の前身を、元和郡縣圖志卷二一および太平寰宇記卷一四四によって概観すれば、もと、漢の隨縣の地、梁の下澁戍、魏の下差鎮であり、後魏の瀨西縣となり義陽郡の治所が置かれ肆州または唐州ともよばれた。隋の開皇三年にはじめて唐城縣となり、大業三年に廢されて唐代におよんだのであるから、唐初以來開元年間³にいたるまで復活されなかつたことの方がむしろ異常であつたともいえよう。隋末に廢されたまま唐代に入つて、棗陽縣の擴大しゆく領域に包括されてきた、と考えられるのであるが、その唐城縣の舊地を、開元二十四ないし二十六年のあいだに復活し、棗陽縣から分立せしめたのである。讀史方輿紀要卷七七によれば、隋州は、「州北に睪・阨に

接し、東は漢・沔を蔽い、襄・郢・申・安の間に介し、實に重地爲り」といわれ、「其の地は山谿四周し、……鳥道・羊腸の險に幾く、洵に、武を用いる者の必ず資る所なり」、「馬氏貴與曰く、隨州は山に因りて郡を爲す。巖石險狹にして、道路交錯し、襄陽より厲山に至る九十九岡は、括囊の勢有り、入るに易く、出るに難し」といわれる山間の要害であり、棗陽すなわち唐城縣もまた鎮・戍にふさわしい山寨的な縣城をもっていたと思われる。太平寰宇記の隋州の項に、風俗は「尤も獵山・伐木すること多し」としるされているから、この唐城縣の客戶も、狩獵・木材搬出によつて生計をささえていた、と考えてよいであろう。

新附の客戶をあつめて新設された唐城縣については後に再び考えるべき問題がのこっているのであるが、このような新設縣の例は、太平寰宇記に若干記録されている。たとえば、江南東道の宋代の南劍州すなわち唐代の延平軍（永平鎮）に屬する尤溪縣は、四郷から成り、漳州龍巖縣・汀州沙縣・福州侯官縣の三縣と境界を接し、「山洞幽深、溪灘峻峻にして、向ごろ、千里有りて、其の諸境の逃人は多く此の洞に投ず。開元二十八年、經略使唐修忠、書を以て、其の人高伏等一千餘戸を招諭し、版籍に書さんことを請い、因りて縣を爲る。」⁽⁴⁾という。その隣接の汀州は、「開元二十四年、福・撫二州の山洞を開きて汀州を置いたのであり、⁽⁵⁾讀史方輿紀要によれば、「南は湖廣に通じ、北は江右に達し、山谷斗絶、稱して奥壤と爲す。唐より始めて郡を置く。而も撥訓未だ至らず」、「宋室南遷し、而して汀州亦た叛亂多く、明朝の正徳中、尤溪の賊、亂を爲す」、「豈に崇山・複嶺、諸境に旁達し、不逞之徒、淵藪を爲すに易く、童牛之牯、已む可からざるに非らん耶」というごとく、⁽⁶⁾唐城縣と地形的に類似した軍事的要害の地であり、逃戸や叛亂民の根據地となっている。境界を接する沙縣も、「乾符の後に泊びて土寇亂離するのである。⁽⁷⁾しかも、このような

租庸調法から兩稅法への轉換期における制度的客戶の租稅負擔

地區に、唐朝はその極盛期にはじめて縣を設置したのであって、そのような新縣を、逃人一千餘戸を招諭し版籍に書することによって、いいかえれば制度的客戶として把握することによって開元末年に編成しているのである。

天寶年間の例としては、江南西道宣州の太平縣（八郷）をあげることができる。ここは「本と涇縣の地にして、唐天寶十一年（七五二）、地は東南の僻逖に居り、游民多く結聚して盜と爲り、邑人之れを患うるを以て、安撫使、別に郡邑を立てるに非ずんば、以て此の澆競を遏める無し、と奏す。時に天下晏然たるを以て、立てて太平縣を爲つ」たといわれる。⁽⁸⁾この太平縣は、代宗の永泰元年（七六五）に一旦廢止され、大歴年間にふたたび三郷編成の小縣として復活するのであるが、太平縣が廢止されたのは、その二年前に大部分を分割されて旌德縣の新設がおこなわれたためであろう。太平縣においては、安史の亂が平定した後もなお、「此の土に、征賦或は供せざる者有り、因りて聚り而して盜と爲るは、其の山谷深邃にして舟車通ずる莫きを以てなり。邑を城きくに非ずんば、以て鎮撫する無し。遂に太平の九郷を割きて以て焉に置けり。其の邑人の此に従いて化を被むらんことを冀い、故に旌德を以て縣名と爲す。又、續會要を按ずるに、云えらく、旌德縣は即ち寶應二年に太平縣を析きて置く」といふ。⁽⁹⁾讀史方輿紀要によれば、旌德縣城の西南五十里に蛟山があつて、その縣城と反對側の「後に洞有り、徑は險しく入り難く、其の中は平曠であつて、唐の永泰中、山寇の王萬敵が此に嘯聚し、招討使の袁參が之れを撃平へ」したこともあり、また、西十里には石柱山があり「梁末に、程靈洗が兵を將いて侯景を討つや、衆と此に於て誓ちか」つたといひ、縣北二十里にそびえたつ石壁山は、宋代に方臘が據つたところでもある。⁽¹⁰⁾このようにみえてくると、太平縣と旌德縣のばあいは、結聚して群盜となつてゐる游民を平定し、できれば縣民として把握することを目的として新縣を設置したのであるが、太平縣のように十三年

間で改廢されたことを考えれば、かならずしも群盜の客戶化に成功したとは思えないのであって、その後を繼いだ旌德縣になると、客戶によって編成するのではなくて舊來の土戶の結集を強化して群盜に對決する要素的性格をおびているようにも考えられる。

肅宗期の例としては、四川の渝洲壁山縣がある。太平寰宇記卷一三六・山南西道四・渝州および讀史方輿紀要卷六九・四川四・重慶府の壁山縣の項によれば、「四面は高山、中央は平田、周廻約二百餘里。唐の天寶中、諸州の逃戶が多く此に投じて營種し、至徳二年、此に於て縣を立てた」という。このばあいの逃戶は天寶年間以來、盆地の平田を耕作しているのであるから、縣の新設された至徳二年（七五七）には、すでに相當自立度の高い農民に成長していたものもあつたと考えられる。この六年後が寶應元年なのであるから、寶應元年九月勅にいわれる一年以上住んで農桑を有するにいたつた客戶、という範疇に該當するものがむしろすくなくなつたといふべきかもしれない。

そのような逃戶集團がどのように組織されていたのかは、以上の資料のみを以てしては明らかにできないのであるが、あの尤溪縣のばあいに、その地區の山洞に結集していた「諸境の逃人」を招諭するにあつて、「其の人高伏等一千餘戶」を版籍に登録したというのであるから、その逃戶集團には高伏という指導者がいて、それを招諭することによつてはじめて全集團を制度的客戶として把握しうるような組織があつたと考えることも可能なのである。しかもそのばあいに「諸境の逃人」といわれるのであるから、何處か特定の一箇所からいわば村ぐるみ高伏に指導されて逃亡してきた逃戶集團ではなく、文字どおり諸境から尤溪縣へ逃亡してきて、そこで高伏を中心とする集團を構成したのか、あるいは、高伏を中核とする特定箇所からの逃戶集團に諸境から逃亡してきた逃人が加わつて、一千餘戶

の集團にまで膨張したのである。とくに後者の推測を可能ならしめる素材として、唐國史補上の記事に「元結、天寶の亂に、汝・瀆より大いに鄰里を率いて、南のかた襄・漢に投じ、保全する者千餘家」とあるのが参考になる。勿論これは逃戸とは全然異なり、逆に史思明の亂を防戦するための行動であつて、元結はその戦功によつて山南西道節度參謀・監察御史などに拔擢されるのであるが、⁽¹⁾一千餘戸のまとまつた集團を統率して移動することが現實におこなわれえた證左になるとともに、それだけの集團が傑出した指導者を中核として組織されうることをものがたつてゐるのであるから、高伏を右のような逃戸集團の統率者とみなしてもよいことになるであらう。ところで、尤溪縣は溪灘嶮峻の山腹にある山洞を治所として新設されたのであるから、招諭された高伏逃戸集團の生業は、農耕というよりはむしろ唐城縣のばあいには隋州一般の風俗として傳えられていた「獵山・伐木」を主としていたと考えるべきであらう。汀州および太平縣のばあいも、軍事的要塞の性格をもち叛亂の淵藪として警戒されている等、その地勢上の特色から考へて、おそらく尤溪縣と同様な逃戸が同様な生活形態をとつて存在していたと考へられる。ここにはとりあげなかつたが、河南道の仙州と梁州、河東道邢州青山縣、あるいは四川の蓬・合・遂州、山南道果州などにおいても同様の情況がみられるのである。⁽²⁾このようならば、逃戸を招諭して制度的客戶化しそれにより編成する新設縣と、逃戸集團に對決し治安を維持するための新設縣と、二つの類型が考へられるであらう。そして前者のごとく客戶によつて新縣を編成した事例は、隋州唐城縣、延平軍尤溪縣、汀州、宣州太平縣にみることができ、その他の州縣は概して後者の類型に屬するのではあるまいか。かりに客戶編成縣と逃戸牽制縣とよぶならば、客戶の「輕稅」負擔が問題となりうるのはいうまでもなく客戶編成縣においてである。

ところで、客戶編成縣の設置の前提が、逃戶集團の存在であるばあいには、右にみたごとく、自律的な組織をもつて生活する逃戶集團を、縣という名において事後承認する、という程の意味しか縣の新設という政治行爲はもちえないのではあるまいか。ただ、そのような限界をもつものではあつても、唐朝政府が軍事的要害の地に客戶編成縣を新設しようとなつた事實があることは重視する必要があるであらう。それでは、唐朝政府が、玄宗期から代宗期にかけて、繼續的に客戶編成縣の新設をこころみていることと、あの客戶の「輕稅」負擔のもつ意味とは、どのように關係をもつのであらうか。すくなくとも、「輕稅」方式が天寶年間および肅宗期において繼續してしまつたといえないことは、まさにその期間における客戶編成縣の設置という事實から明らかなのである。問題はむしろ、開元年間にはじめられた「輕稅」方式が、天寶年間および肅宗期の客戶編成縣の客戶にも適用されたとする、さいしよは租庸調法と別系統の稅制として創められたことと矛盾を生じてくるのではないか、という點にある。租庸調法は州縣制を通じて實施されるのであるから、その州縣制にくみこまれる客戶編成縣もおのずから租庸調法の適用をうけるのではないか、という疑問がまず生じてくるのである。

(1) 村の自然聚落としての發展については、宮崎市定「中國における村制の成立——古代帝國崩壞の一面——」(東洋史研究 一八ノ四、一九六〇) 参照。

(2) 舊唐書三九・地理志二・山南東道隋州による。新唐書卷四〇・地理志・山南道隋州は、武德三年から五年にいたる間の昌州の存在を記さず、當時すでに唐州に屬していたかのごとくに傳えている。しかし、舊志によれば、武德三年に昌州に屬していた五縣、すなわち棗陽・春陵・清潭・湖陽・上馬のうち、貞觀元年には春陵が合併されて棗陽に入り、湖陽・上馬兩縣も一租庸調法から兩稅法への轉換期における制度的客戶の租稅負擔

時は湖州として獨立していたが同じく貞觀元年に州を廢して襄陽縣に合併され、このように春陵・湖陽・上馬を合併吸収した襄陽縣が、貞觀九年に唐州管下に入り、翌年、隋州に移管されたことになる。

(3) 讀史方輿紀要是、唐城縣の復置を開元二十六年とする。なお隨州が、春秋時代、楚の武王の中原經略に際しまっさきに占領され、漢水の北部の姬姓誅滅の前進基地とされたこと、左傳參照。軍事的要害としてその後もしばしば鎮・戍のおかれたこの地に、客戸だけから成る縣を新設したのである。

(4) 太平寰宇記卷一〇〇。

(5) 太平寰宇記卷一〇二。

(6) 讀史方輿紀要卷九八・福建四。

(7) 太平寰宇記卷一〇〇。

(8) 太平寰宇記卷一〇三。舊唐書卷四一および新唐書卷四〇の地理志にも略記されている。寰宇記によれば茶産地である。

(9) 前註に同じ。

(10) 讀史方輿紀要卷二八・江南十。程靈洗の侯景鎮壓については、陳書卷一〇および南史卷六七の傳等に詳記されているが、石柱山のこととは特記されていない。

(11) 新唐書卷一四三・列傳六八。

(12) 拙稿「唐代の逃戸・浮客・客戸に関する覺書」(一橋論叢五〇ノ三、一九六三) 參照。

原則としては天下のすべての州縣への適用をたてまえとする租庸調法であったが、その適用のしかたにおいて例外的な規定もあったことが嶺南道および夷獠の戸のばあいについて知られている。仁井田陞氏の復舊せられた唐の賦役令第二三ノ七によれば、⁽¹⁾

諸嶺南諸州、税米上戸一石二斗、次戸八斗、下戸六斗、若夷獠之戸、皆從半輸、諸州高麗百濟、應差征鎮者、並令免課役、

とされており、嶺南道諸州の戸は三戸等に分けて税米を課せられ、夷獠の戸は「半輸」に従うのである。この半輸の語は、唐會要卷八三・租税上では「半税」と書かれ、唐六典卷三・戸部郎中員外郎條には「皆從半輸輕税」としてさされている。すなわち、夷獠の戸は嶺南道諸州の戸の半額の税米を輸納するのであって、そのことを六典が「輕税を半輸する」と表現しているのであるから、嶺南道の三戸等による税米輸納の方式は「輕税」と考えられていたことになる。この規定は、武徳令および開元七年令にみられるのであるが、その後、節度使制度が出現した天寶年間につき、通典卷一七二・州郡二・序目下・大唐諸節度使の條、「嶺南五府經略使」の杜佑註に、

南海郡に理す。兵萬五千四百人を管す。輕く税して當道自給す。

とあり、濱口重國氏が「他の九節度使とは違つて本使所要の軍費だけは國庫支辨とせず、便宜當道の民に輕税を賦課して其で賄ふと云ふ方法に依つて居た⁽²⁾」と解釋されたような事態をみとめることができる。また、宮崎市定氏は、「唐は隋の政策を其儘繼承し天下に均田を推行したが、只嶺南地方には租庸調の法を施行せず、所謂輕税を取つて羈縻するの方策を用いた」とみなされ、その前提として隋書卷二四・食貨志に「略有淮南之地、其新附州郡、羈縻輕税而已」

とある記事にいわれる「輕稅」を、「大體これ迄通りの稅制を行つたという意味」に解釋しておられる。⁽³⁾

隋書食貨志にいわれる淮南の輕稅は、梁の侯景の亂を機に東魏が辛術に命じて淮南地方へ進攻したときのことであり、輕く稅して羈縻したのであるから、羈縻を受けることになった淮南地方においてはその梁代の稅制が基準となつたであらう。羈縻の點においては、唐代の嶺南道も夷獠の戶も同類であり、嶺南道諸州縣や夷獠の戶が「半輪輕稅」を課せられたのは、一つには唐朝がかれらをつなぎとめておくためであつて、宮崎氏の説かれたとおりであらう。それと同時に、かれらをつなぎとめるために「輕く稅する」必要があつたのは、それだけかれらの自律性がつよかつたからにちがいないのであつて、このように考えてくると、唐代の制度的客戶の「輕稅」もかれらが逃戶集團としてもつていた自律性のつよさと關係があるように思われる。しかも羈縻のばあいにかぎつて租庸調法の例外的規定が用意されていたのであり、客戶の輕稅方式も、客戶編成縣を羈縻縣とみなすことによつて、州縣制の枠内で、租庸調法の原則に實際上は矛盾することなく實行できたのであらう。

このように考えてふたたび表一をみるならば、開元二十一年以前と、寶應元年以後との兩時期において、客戶にたいする輕稅方式は發展しているのであるが、その稅額の點において顯著な差異のあることに氣が付き、この差異と、まさに兩時期の中間の空白の期間に新設された客戶編成縣とに、何らかの對應關係があるのではないかと思われてくる。兩時期にみとめられる差異とは、開元二十一年以前においては制度的客戶の輕稅負擔額が、單に土宜に應じ差科形態による錢納ということしか定められておらず土戶との擔稅比率は明示されていなかったのであるが、これにたいして寶應元年以後になると、まずはじめに客戶の差科額が土戶の半額にさだめられ、漸次等率化の傾向をとるのであ

る。ここで注目すべきことは、寶應元年に客戶の土戸にたいする擔稅比率が五割になったことであり、これは、「一半を量減」とするといふ表現で明示されているが、とりもなおさず、「半輸」「半稅」「半輸輕稅」のことにほかならないのであつて、羈縻のばあいと同じなのである。そして、この客戶の稅額に關する新規定が寶應元年に突如としてあらわれてくるのであるが、それは實は開元末年以來肅宗期にかけて新設された客戶編成縣が羈縻的な「半輸輕稅」方式によつて實現されてきた、といふ事實を前提としているのであろう。いいかえれば、開元十一年および開元十二年に確立された輕稅方式によつて客戶を新附し制度化しようとしたばあい、實際には客戶が主として逃戶集團の形態をとつて存在しており、山岳地帯において自律的組織をもつ「群盜」集團として活動しているばあいが多く、かれらを招諭するためには「輕稅」方式をとる以外に方法がないのであるが、しかも軍事的要害の地においてはとくに重點的にこれらの集團をそのまま承認することによつて客戶編成縣を新設せねばならず、その特殊な縣を租庸調法下の州縣制のなかに合理的に位置づけるためには、すでに嶺南道やそれ以外の地域における夷獠の戶を縣に編成するばあいに採用されていた「半輸輕稅」の方式にしたがうほかなく、羈縻州縣の擔稅比率である「半輸」「半稅」を、客戶編成縣に適用することとなり、それが一つの大きな前提ないし前例となつて、寶應元年の天下全域の客戶にたいする稅額規定として擴大されたのであろうと考えることができる。

開元十六年（七二八）十月勅に、

諸州の客戶、邊縁の州に屬することを情願する者有らば、彼に至らしめ、良沃の田を給して、安置し、仍ち永年の優復を給す。宜しく所司をして即ち客戶を管する所の州と與に計會し、情願する者を召取して、其の樂しむ所

に随わしめ、數を具して奏聞せ令むべし。

とあるごとく、客戶を「邊縁の州」において編附することが意圖されている。「彼に至らしめ、良沃の田を給して、安置」すると表現されているが、實際は、すでにそのような邊縁の州の土地を客戶が開墾して良沃の田にしていたのではあるまいか。なぜならば前述のごとく、邊縁の四川の壁山縣において、縣が設置されたのは肅宗至德二年（七五七）であり、それ以前の天寶年間に、諸州の逃戶が多く集まってきた盆地の平田を營種していた、という事實があるからである。なお、右の開元十六年十月勅に「所司をして即ち客戶を管する所の州と與に計會し」とあるばあいの所司は、前述の諸例に即して考えると、諸道の採訪使等の使職と考えなければならぬ。すなわち、唐城縣のばあい、その客戶編成縣としての設置の責任者は、元和郡縣圖志卷二一・山南道隋州唐城縣の項に、

開元二十四年、採訪使宋鼎、奏置す。

とあるごとく、山南東道採訪使の宋鼎であったし、尤溪縣のばあいに高伏の逃戶集團を客戶編成縣に統合したのは、經略使唐修忠であり、太平縣も安撫使⁽⁷⁾によって新設された⁽⁸⁾。いいかえれば採訪使等の使職が、州と計會し、その州内の未登録の客戶を附籍するのであり、このばあいに、「客戶を管する所の州」と明記して縣と書かれていないことから明らかごとく、未登録客戶は使職と州によってその州内の客戶編成縣に附籍される、という手つづきをとると考えられる。したがって、逃戶集團として團結していた客戶のばあいには、その現住地において、その集團を主體とする客戶編成縣へ事後承認的に編入されたのであろうが、分散的な移住民としての客戶はその寄寓地の管轄州内においてさらに強制的に移住せしめられて、上のごとき客戶編成縣に編入されたと考えることも可能なのである。開元末

年から天寶年間にかけては、唐朝權力の強大化にもなつて、このように強制的な客戶の新附がおこなわれたと考えるべきかもしれないのであつて、そのように理解すれば、開元二四年春正月庚寅勅が、

天下の逃戸は、今年内を盡くして自首することを聽す。舊産を有する者は本貫に還ら令めよ。無き者は別に進止を俟て。限を踰えて首せざるは、當に專使に命じて搜求し諸軍に散配せよ。

という強壓的な調子で、どちらかといえば本籍地送還主義を重んずる方に逆行しているのも、一面においては唐朝權力の強大化を自負しての發令なのでろう。しかしながら、自首せぬ逃戸は專使に搜索させて諸軍に強制的に配屬させる、という一方的強制は成功しなかつたのであつて、翌開元二十五年には、客戶のなかから兵防健兒を「召募」する、というあの有名な詔勅が發布されるのである。⁽¹⁰⁾しかし、舊産の「無き者」は、すくなくとも自首するくらいの者でしかも孤立的存在であれば、唯々諾々として強制移住にしたがつたであらう。

このように考えてくると、玄宗治世の極盛期とされる開元の末年と天寶年間を通じて、客戶の制度化の主流は、權衡原則のなかでも特殊な、客戶編成縣の新設であつたと思われる。反面において、開元十二年六月壬辰詔によつて提示された、あの三者協議の方式による客戶の安集は、この時期においてはまだ底流をなすにとどまり、表面にあらわれてはこなかつたようである。というのは、かつて論じたごとく、この時期においては、逃棄田の代耕人としての租地人は過當な負擔にあえいでおり、とても「輕稅」とはいえず、かえつて隣保への攤逃の弊害を生じて逃亡を促進するよるような状況が現出していたからである。逃棄田を代耕人の徭役の勞働によつて強制的に耕作させるのではなくて、代耕人に租賃し、さらには永久的に承佃させる、という方式が樹立されそのような承佃人のなかに客戶もふくまれる

ようになってくるのは、安史の亂により唐朝権力が大きく動搖し、地域社會の自律的再興に依存しながら政權を再建してくる肅宗末期から代宗期においてなのである。すなわち、この再興期においてこそあの三者協議の方式が重要となり、客戶の新附も、強權による客戶編成縣の新設によってではなくて、各州縣の地域社會ごとにその地方官と有力土戸の個別的な努力に依存して、舊來の土戸の生活圏内に客戶を迎え入れてもらうようにしてでなければ實現できなくなつたと考えられるのである。土戸の縣とは別に客戶編成縣が羈縻的に存在しえた時期における、土戸と客戶との擔稅比率は、むしろいわば羈縻の對象としての客戶にとってこそ重大關心事となつたであろうが、土戸の生活圏内において客戶を自立させてゆかなくてはならなくなつた時期には、その擔稅比率はむしろ土戸にとって重要な問題となつたであろう。代宗期の特徴として、この擔稅比率が等率化の一途をたどることがその證左たりうると考へるのである。そのような擔稅比率の全國一般への明示が寶應元年になされたことも偶然ではないと結論しうらうと思ふ。そしてその擔稅比率の初期の基準がそれに直接先行する時期における、客戶編成縣のいわば土戸縣にたいする擔稅比率にもとめられたこともみとめられるであろう。

(1) 仁井田陞『唐令拾遺』(一九三三、再版一九六四)六七三頁。註記を一切省略して引用した。

(2) 濱口重國「唐の玄宗朝に於ける江淮上供米と地稅との關係」(二)(史學雜誌四五ノ二、一九三四)九三頁。

(3) 宮崎市定「晋武帝の戶調式に就て」(東亞經濟研究一九ノ四、一九三五、『アジア史研究第一』一九六二所收、二〇七・二〇八頁)。南朝においては、東晉以來、課田・占田并用法が繼承されているから、ここにいる輕稅もそのような稅制を踏襲することを意味するのであろう、という注目すべき見解が提示された。

(4) 東魏が侯景の亂によって淮南へ進出しその新附の州郡を軽く税して霸廢した、ということをも、唐代の客戶編成縣の分布と比較してみると、そのほとんどが山南道、江南道、劍南道にあったという地域的特徴をもっていることがわかる。とくに太平縣と旌德縣のおかれた宣州はまさに侯景の戰場となっていたのである。しかもその北部山岳は宋代の方臘の起義のときにも戰場となっている。四の註10参照。このような場所において逃戶集團を招諭して客戶編成縣を新設するためには輕税霸廢政策を以て臨む以外に方法がないであろう。

(5) 冊府元龜卷七〇・帝王部務農、唐會要卷八四・移戶。「邊緣州」を唐會要は「邊緣利」とするが誤りであろう。

(6) 宋鼎については管見のかぎりでは所傳を缺き、その經歷は不明である。舊唐書卷一九七・南蠻列傳・東謝蠻傳および新唐書卷二二二下・南蠻列傳にみえる宋鼎は別人であろう。

(7) 唐修忠についても所傳を缺く。

(8) その姓名は傳えられていない。

(9) 資治通鑑卷二一四・唐紀三〇・玄宗開元二十四年の條。

(10) 唐六典卷五・尙書兵部。

(11) 前掲拙稿「唐代の客戶による逃棄田の保有」参照。

六

以上を要約すれば、唐代中期における制度的客戶の租稅負擔は錢納または物納の非力役的な差科形態をとり、その税額は「軽く税す」と表現されて、開元初年においては土宜に應じその地域の慣例と收穫高にしたがって徴收すると

租庸調法から兩稅法への轉換期における制度的客戶の租稅負擔

規定するだけで特に土戸との擔稅比率は明示されていなかったが、開元末年から天寶年間にかけて軍事的な要害の地に結集する逃戸集團の存在を事後承認することによってかれらを客戶編成縣として把握するにいたって、嶺南道諸州や夷獠の戸を羈縻するばあいに採用されている「半輸輕稅」の方式を羈縻的な客戶編成縣にも適用することとなり、ここにおいて一般の土戸縣とその所屬土戸にたいする客戶編成縣およびその所屬客戶の擔稅比率が五割に定められ、「輕稅」が具體的一般的にその額を規定されるようになった。このような羈縻的手段による客戶編成縣の新設は唐朝權力の衰微した安史の亂後には實現困難となり、肅宗期から代宗期へかけての權力再編過程においては、あたかも玄宗の權力確立過程である開元初年に採用されたごとき方法、すなわち、客戶をその寄寓地において、使職および州縣の地方官とその地域の有力戸との協議裁量に一任してその生活圏内に編入するという方法が、逃棄田の客戶による承佃の公認という現實の經濟的ならづけをもって廣汎に採用されることとなった。そこで、代宗即位の寶應元年に、このような地域社會の自律性に依存する客戶の安集方法を再確認すると同時に、その擔稅比率に關しては、玄宗天寶年間をピークとして新設された客戶編成縣の先例を踏襲して客戶は土戸の半額とさだめたのであるが、すでに客戶が客戶編成縣に集住する形態は傍流となり、客戶が土戸の傳統的生活圏内に編入されて存在する形態が主流となつて表面化してきたこの段階において、客戶と土戸の擔稅比率が等率化されるにいたることは必然的な趨勢なのであつて、代宗在位の約十七年間はまさにこの等率化の現象が政策的に追認され促進されてゆくことによつて特徴づけられるのであつて、この趨勢の歸結點に、土戸と客戶の區別なく資産戸等差に對應して課稅する兩稅法が登場してくるのである。開元初年にはじめられた客戶の「輕稅」は、戸等差に準據する差科の形態をとつて發展し、兩稅法にいたる一源

流をなしていたのであり、しかもその「輕税」方式が租庸調の全免を前提としてうちだされたという事實に集中的に表現されているごとく、租庸調法を否定して別系統の税制としての兩税法に轉換させる發端となっているのである。

(一九六五年十月)